

# 長寿医療

（後期高齢者医療）のしくみ

シリーズ ⑦

## 保険料の払い方



世界一の長寿国、日本の医療費は今後ますます増大します。これまでの制度が限界となるなかで、将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするために、長い議論を経て、若い世代も含めてみんなが納得して支えあう『長寿医療制度（後期高齢者医療制度）』が導入されました。

### 被保険者

- ◆ 75歳以上の方
- ◆ 65歳から74歳で一定の障

がいがある方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方）

### 保険料の納め方

月額1万5千円以上の年金をもらっている方は、次のいずれかの方法で保険料をお支払いいただけます

① 2カ月ごとに受け取る年金からのお支払い

※ただし、長寿医療の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合などは、納付書または口座振替でお支払いいただけます。

② 被保険者ご本人、世帯主、配偶者などの方の口座から「口座振替」によるお支払い

※金融機関窓口でお手続きが必要です。

※今年4月から原則としてすべての方が「口座振替」でお支払いできるようにになりました。ただし、確

実な納付が見込めない方は認められない場合があります。

※世帯主や配偶者などの口座からお支払いに変更した場合、これらの方の社会保険料控除が増えることによって、世帯として所得税・住民税が減額となる場合があります。

月額1万5千円未満の年金をもらっている方は、納付書または口座振替でお支払いいただけます

制度を利用しやすくするため、さまざまな改善策を実施しています

- 低所得の方の保険料がさらに軽減されました。
- サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方の保険料9割軽減を平成21年度も継続します。
- 保険料の支払いは、年金からの引き落としだけでなく、口座振替もできるようにしました。

### お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課 国保係  
 ☎ 43-2116（直通）  
 佐賀総合支所健康福祉課 保険福祉係  
 ☎ 55-3112（直通）

## 裁判員制度 シリーズ⑥

【お問い合わせ】高知地方裁判所 ☎088-822-0340

### Q5 裁判員はどのように選ばれますか？



### A5 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます（Q3参照）。具体的な裁判員選任の流れは次のとおりです。

- 1. 裁判員候補者名簿の作成**  
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。  
この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。
- 2. 事件ごとくして裁判員候補者が選ばれます（裁判の9～8週間前）**  
実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくしてその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、辞退事由の有無を確認します。  
選ばれた方には、呼出状で裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。質問票の記載から辞退事由等に該当することが明らかでない場合には辞退を認めて呼出しを取り消し、裁判所まで来ていただくことなくお休みのようになります。
- 3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います（通常は、裁判当日午前中）**  
裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、裁判希望の有無、理由などについて質問されます（辞退事由についてはQ10参照）。  
質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護人も立ち会います。
- 4. 裁判員となる人を決定します**  
裁判所に辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくも交えて裁判員5人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。  
検察官や弁護人は、裁判員に選任しない人を指名することができます（原則として各4人まで）。
- 5. 裁判員裁判が始まります（通常は、裁判当日午後）**